

こっそり適塩プロジェクト事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この実施要領は、「こっそり適塩プロジェクト事業」の委託に関して、企画公募を実施の上、審査により委託候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 委託業務の内容

こっそり適塩プロジェクト事業実施業務委託仕様書による。

3 契約上限額

749,000円（消費税及び地方交付税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がないこと
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページ等により公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月 9日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和7年5月30日（金）午後5時まで |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年6月 5日（木）午後5時必着 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和7年6月12日（木）正午必着 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(別紙1)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年5月30日(金)午後5時まで

③ 提出方法

電子メール又はファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙2)を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年6月5日(木)午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファクシミリ(提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。)

(3) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託業務の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書(7部)

・別紙3により提出すること。

イ 見積書(1部)

・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
・内容は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(1部)

・別紙4により提出すること。

エ 会社概要(1部)

・既存のもので可。

- ③ 提出先
下記 1 2 を参照
- ④ 提出期限
令和 7 年 6 月 1 2 日（木）正午必着
- ⑤ 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ⑥ 留意事項
必要に応じて、提出書類以外の資料の提示を求める場合がある。

（４）審査委員会

- ① 審査方法
審査委員が、申込者の提出書類により、審査基準に従って書面審査を行う。
- ② 審査項目
以下の項目について評価を行う。
 - ア 内容構合力
 - ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
 - ・事業委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
 - ・計画的な業務スケジュールとなっているか。
 - イ 運営体制
 - ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。
 - ウ 経済性
 - ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、有効に使用しているか。
 - エ 実績
 - ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

（５）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

（６）審査の通知

令和 7 年 6 月 2 0 日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

（７）当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えてい

るとき

⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

(1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

(2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。

(4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 担 当 宮崎県福祉保健部 健康増進課 健康づくり・歯科保健担当(担当 二川)

(3) 連絡先 電 話：0985-26-7078

ファクシミリ：0985-26-7336

電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp